

高知県

(金抜)

漁海老 第1号

高知県 宿毛市 小筑紫町湊・大海

湊浦漁港海岸ほか1海岸 海岸保全施設長寿命化計画策定委託業務 実施設計書

履行日数 100 日

平成30年 9月10日 積算単価適用

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要がある場合は、「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更の協議を行うものとする。

委託概要			起工又は変更理由
初回点検(一次) L=0.64km			
初回点検(二次) L=0.32km			
長寿命化計画策定 1式			
	FROM	TO	
図面番号	-	-	
整理番号	-	-	

特記仕様書

第1条 共通仕様書の適用について

本業務は、「高知県土木設計等委託業務共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第2条 個人情報の保護について

個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

参考) 個人情報保護制度に関するアドレス：

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-kojin-index.html>

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

- 第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行なわなければならない。

(適正管理)

- 第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第5 受注者は発注者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第6 受注者は発注者の承諾がある時を除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第7 受注者は、発注者が承諾した時を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

- 第8 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

- 第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

- 第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

- 第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

注1 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。

第3条 成果品

- 1 電子納品で提出されたデジタル写真について

電子納品により引渡しを受けた成果品のデジタル写真については、電子媒体の副を保管することとなる担当部署において、無断編集等についての調査を行うことがある。

なお、調査した結果、無断編集の疑いのあるものについては、検査及び引渡し後であっても書面による事実確認を行うものとする。

特記仕様書

第4条 測量調査設計業務実績情報システムへの登録

- 1 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受けたいえ、
 - (1) 受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、
 - (2) 登録内容の変更時は変更があったときから、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、
 - (3) 完了時は完了後10日以内に、
 - (4) 訂正時は適宜、
登録機関に登録申請しなければならない。
また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
なお、提出の期限は以下のとおりとする。
 - (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
 - (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
 - (3) なお、業務履行中に、受注時登録データに変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

第5条 その他

- 1 その他、疑義がある場合は、調査職員と協議するものとする。

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
測量設計費					
設計業務					
長寿命化計画策定					
長寿命化計画策定	式	1			明細表 第1号
直接経費					
電子成果品作成費	式	1			
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価計					

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託業務価格					
消費税相当額					
合計					

明細表 第 1号
長寿命化計画策定

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
計画準備	業務	1			
事前の状況把握のための調査(資料整理)	業務	1			
初回点検(一次点検)	km	0.64			
初回点検(二次点検 簡易な計測)	km	0.32			
調査結果とりまとめ	km	0.64			
評価	km	0.64			
長寿命化計画の策定	業務	1			
報告書作成	業務	1			
打合せ協議(初回、中間2回、成果品納入時)	式	1			
1 式 当り					